

令和4年2月10日

建設緑政局関係議案資料 (その3)

議案第12号

川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

建設緑政局

川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例の趣旨

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 30 条第 3 項の規定に基づき、市が管理する県道及び市道に係る道路の構造の一般的な技術的基準を定めるもの。

2 改正概要

道路構造令の一部を改正する政令(平成 31 年政令第 157 号)及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和 2 年政令第 329 号)による道路構造令の一部改正により、自転車通行帯の設置要件並びに自転車通行帯及び歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定めること等を加えるなど所要の整備を行うもの。

3 施行期日

公布の日から施行

川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																						
<p>○川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例 平成24年12月14日条例第87号 川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項の規定に基づき、市が管理する県道及び市道を新設し、又は改築する場合における当該道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。</p> <p>(道路の区分)</p> <p>第3条 この条例における道路の区分は、政令第3条に定めるところによる。</p> <p>(車線等)</p> <p>第4条 車道（副道、停車帯、自転車通行帯及び道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号。以下「省令」という。）第2条に規定する部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。</p> <table border="1" data-bbox="159 1267 1005 1445"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>地形</th> <th>設計基準交通量 (単位 1日につき台)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種</td> <td>第2級</td> <td>平地部</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>平地部</td> <td>14,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分		地形	設計基準交通量 (単位 1日につき台)	第1種	第2級	平地部	14,000	第3級	平地部	14,000	<p>○川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例 平成24年12月14日条例第87号 川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項の規定に基づき、市が管理する県道及び市道を新設し、又は改築する場合における当該道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。</p> <p>(道路の区分)</p> <p>第3条 この条例における道路の区分は、政令第3条に定めるところによる。</p> <p>(車線等)</p> <p>第4条 車道（副道、停車帯及び道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号。以下「省令」という。）第2条に規定する部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。</p> <table border="1" data-bbox="1200 1267 2047 1445"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>地形</th> <th>設計基準交通量 (単位 1日につき台)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種</td> <td>第2級</td> <td>平地部</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>平地部</td> <td>14,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分		地形	設計基準交通量 (単位 1日につき台)	第1種	第2級	平地部	14,000	第3級	平地部	14,000
区分		地形	設計基準交通量 (単位 1日につき台)																				
第1種	第2級	平地部	14,000																				
	第3級	平地部	14,000																				
区分		地形	設計基準交通量 (単位 1日につき台)																				
第1種	第2級	平地部	14,000																				
	第3級	平地部	14,000																				

改正後				改正前				
	第4種	第4級	山地部	10,000	第4種	第4級	山地部	10,000
			平地部	13,000			平地部	13,000
			山地部	9,000			山地部	9,000
	第3種	第2級 及び 第3級 及び 第4級	平地部	9,000	第3種	第2級 及び 第3級 及び 第4級	平地部	9,000
			平地部	8,000			平地部	8,000
			山地部	6,000			山地部	6,000
	第4種	第1級 第2級 第3級		12,000	第4種	第1級 第2級 第3級		12,000
				10,000				10,000
				9,000				9,000
	交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。				交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。			

3 前項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線数は2以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分		地形	1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	12,000
		山地部	9,000
	第3級 及び 第4級	平地部	11,000
		山地部	8,000
第2種	第1級		18,000
	第2級		17,000

3 前項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線数は2以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分		地形	1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	12,000
		山地部	9,000
	第3級 及び 第4級	平地部	11,000
		山地部	8,000
第2種	第1級		18,000
	第2級		17,000

改正後				改正前			
第3種	第2級	平地部	9,000	第2級	平地部	9,000	
					山地部	7,000	
	第3級	平地部	8,000	第3級	平地部	8,000	
		山地部	6,000		山地部	6,000	
第4級	山地部	5,000	第4級	山地部	5,000		
第4種	第1級		12,000	第1級		12,000	
	第2級 及び 第3級		10,000	第2級 及び 第3級		10,000	
<p>交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。</p>				<p>交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。</p>			

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

区分			車線の幅員 (単位 メートル)
第1種	第2級		3.5
	第3級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第4級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第2種	第1級	普通道路	3.5

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

区分			車線の幅員 (単位 メートル)
第1種	第2級		3.5
	第3級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第4級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第2種	第1級	普通道路	3.5

改正後					改正前				
	第2級	小型道路		3.25	第2級	小型道路		3.25	
		普通道路		3.25		普通道路		3.25	
		小型道路		3		小型道路		3	
	第3種	第2級	普通道路		3.25	第2級	普通道路		3.25
			小型道路		2.75		小型道路		2.75
		第3級	普通道路		3	第3級	普通道路		3
			小型道路		2.75		小型道路		2.75
		第4級			2.75	第4級			2.75
	第4種	第1級	普通道路		3.25	第1級	普通道路		3.25
			小型道路		2.75		小型道路		2.75
		第2級 及び 第3級	普通道路		3	第2級 及び 第3級	普通道路		3
			小型道路		2.75		小型道路		2.75

<p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄(さく)部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。</p> <p>2 副道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(自転車通行帯)</p> <p>第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるも</p>	<p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄(さく)部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。</p> <p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(新設)</p>
--	---

改正後	改正前
<p>のとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</p> <p>4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p>	
<p>（自転車道）</p>	<p>（自転車道）</p>
<p>第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
<p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
<p>3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。</p>	<p>3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。</p>

改正後	改正前
4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。	4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。
5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。 (自転車歩行者道)	5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。 (自転車歩行者道)
第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。	2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。
3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。 (歩道)	4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。 (歩道)
第12条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合におい	第12条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

改正後	改正前
<p>ては、この限りでない。</p> <p>2 第3種又は第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。</p> <p>4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p> <p>（待避所）</p>	<p>2 第3種又は第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。</p> <p>4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p> <p>（待避所）</p>
<p>第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>（1） 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。</p> <p>（2） 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。</p> <p>（3） 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、5メートル以上とすること。</p> <p>（交通安全施設）</p>	<p>第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>（1） 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。</p> <p>（2） 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。</p> <p>（3） 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。</p> <p>（交通安全施設）</p>
<p>第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設</u>、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で省令第3条に規定するものを設けるものとする。</p>	<p>第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で省令第3条に規定するものを設けるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(区分が変更される道路の特例)</p> <p>第41条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該県道を当該市道とすることにより政令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第4条、第5条第1項、第4項及び第6項、第7条第2項から第6項まで並びに第9項及び第11項、第8条第1項、<u>第10条第1項及び第2項</u>、第11条第3項、第12条第1項、第2項及び第4項、第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条並びに第34条の規定並びに政令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。</p> <p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、<u>第8条の2第3項</u>、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、<u>第8条の2第3項</u>、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p><u>(歩行者利便増進道路)</u></p>	<p>(区分が変更される道路の特例)</p> <p>第41条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該県道を当該市道とすることにより政令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第4条、第5条第1項、第4項及び第6項、第7条第2項から第6項まで並びに第9項及び第11項、第8条第1項、第11条第3項、第12条第1項、第2項及び第4項、第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条並びに第34条の規定並びに政令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。</p> <p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>第45条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</p> <p>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</p> <p>3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第88号）に規定する基準に適合する構造とするものとする。</p>	
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は、適用しない。</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は、適用しない。</p>
<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、改正後の条例第8条の2並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	